国民健康保険に入るひとへ

日本に住むひとは、日本のひとでも外国のひとでもすべてのひとが健康保険に入ります。
健康保険に入ると、病気やけがで病院などに行ったとき、自分で払うお金が少なくなります。

国民健康保険について

国民健康保険は、職場の健康保険に入っていないひとが入る健康保険です。
国民健康保険の手続きは市役所でします。
国民健康保険に入ると、保険証（資格確認書）がもらえます。

病院などに行くとき

病気やけがで病院などに行くときは保険証（資格確認書）を受付で見せてください。
病院などでは、国民健康保険に入っていることを確認します。確認ができたとき、払うお金の割合が20%～30%になります（払うお金の割合は年齢などによって変わります)。
他の人の保険証（資格確認書）は使えません。
マイナンバーカードを持っているひとは、保険証の登録をすると、マイナンバーカードを保険証として使えます。くわしいことは市役所に聞いてください。

保険税について

国民健康保険に入るひとは、保険のお金（保険税）を払わないといけません。
市役所から保険税のお知らせが来たら、必ず決められた日にちまでに払いましょう。
払うのがおそくなると、払うお金が多くなります。
また、払わないと、ビザの更新ができなくなる場合があります。
払えないときは市役所に相談してください。

届出について

次のようなときは、市役所に届出してください。

【国民健康保険に入るとき】
- ●日本に来たとき
- ●ほかの市町村から引っ越ししたとき
- ●職場の健康保険をやめたとき　など

【国民健康保険をやめるとき】
- ●日本から出るとき
- ●ほかの市町村に引っ越しするとき
- ●職場の健康保険に入ったとき　など

※保険税を払いたくないという理由で国民健康保険をやめることはできません。
　また、病院などに行かないという理由でも国民健康保険をやめることはできません。

伊勢崎市　健康推進部　国民健康保険課

〒372-8501　伊勢崎市今泉町二丁目410番地　℡0270-24-5111(代表)　kokuho@city.isesaki.lg.jp